

宮城県公立高等学校

教育課程編成の手引

IV 各学科に共通する各教科

【保健体育】

令和元年6月

宮 城 県 教 育 委 員 会
仙 台 市 教 育 委 員 会
石 巻 市 教 育 委 員 会

6-1 保健体育

(1) 改訂の基本的な考え方

小学校、中学校及び高等学校を通じて、「体育科、保健体育科では、*これらの課題を踏まえ、心と体を一体としてとらえ、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成することを重視する観点から、運動や健康に関する課題を発見し、その解決を図る主体的・協働的な学習活動を通して、『知識・技能』、『思考力・判断力・表現力等』、『学びに向かう力・人間性等』を育成することを目標として示す。」としている。

*これらの課題とは、①習得した知識や技能を活用して課題解決すること、②学習したことを相手にわかりやすく伝えること、③運動する子供とそうでない子どもの二極傾向が見られること、④子供の体力について、低下傾向には歯止めが掛かっているものの、体力水準が高かった昭和 60 年ごろと比較すると、依然として低い状況が見られること、⑤健康課題を発見し、主体的に課題解決に取り組む学習が不十分であり、社会の変化に伴う新たな健康課題に対応した教育が必要との指摘があること、などである。

(2) 改善の具体的事項

ア 「体育」については、「生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続し、スポーツとの多様な関わり方を状況に応じて選択し、卒業後も継続して実践することができるよう、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の育成を重視する観点から内容等の改善を図る。また、「保健」との一層の関連を図った内容等について改善を図る。

(7) 体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、**運動やスポーツの多様な楽しみ**

方を社会で実践することができるよう配慮する。

(4) 運動やスポーツの習慣化につなげる観点から、**体づくり運動の内容等について改善を図る。**

(7) 知識に関する領域において、**オリンピック・パラリンピックの意義や価値及びドーピング等の内容等について改善を図る。**

イ 「保健」については、「個人及び社会生活における健康・安全についての総合的な「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の育成を重視する観点から内容等の改善を図る。その際、**少子高齢化や疾病構造の変化による現代的な健康課題の解決に関わる内容や、ライフステージにおける健康の保持増進や回復に関わる内容及び一次予防のみならず、二次予防や三次予防に関する内容を改善するとともに、人々の健康を支える環境づくりに関する内容の充実を図る。**また、「体育」と一層の関連を図り、心身の健康の保持増進や回復とスポーツとの関連等の内容等について改善を図る。」としている。

以上の改訂の趣旨に従って、高等学校保健体育科では、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続し、スポーツとの多様な関わり方を状況に応じて選択するとともに、卒業後も継続して実践することができるよう、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」(資質・能力の三つの柱)の育成を重視するとともに、個人及び社会生活における健康・安全についての「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」(資質能力の三つの柱)の育成を重視して改善を図った。

(2) 保健体育科改訂の要点

イ 目標

科目「体育」の目標については、体育の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するとともに、自己の状況に応じて体力の向上を図るための資質・能力を育成する。

科目「保健」の目標については、保健の見方・考え方を働かせ、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、生涯を通じて人々が自らの健康や環境を適切に管理し、改善していくための資質・能力を育成する。

ロ 内容

「体育」の内容構成については、(1) 知識及び技能（「体づくり運動」は知識及び運動）、(2) 思考力、判断力、表現力等、(3) 学びに向かう力、人間性等の内容構成とした。

ア 児童生徒の発達の段階を踏まえて、**学習したことを実生活や実社会に生かす**とともに、卒業後においても**運動の習慣化や運動への多様な関わり**につなげ、豊かなスポーツライフを継続することができるよう、小学校、中学校、高等学校を通じた系統性を踏まえて、引き続き指導内容の体系化を図ることを重視した。

イ 豊かなスポーツライフを継続していくためには、運動の技能を高めていくことのみならず、体力や技能の程度、性別や障害の有無、目的等の違いを超えて、**運動やスポーツの多様な楽しみ方を社会で実践すること**が求められる。そのため、新たに共生の視点を踏まえて指導内容を示すこととした。

ウ 社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける「**共通性の確保**」の観点と、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばす「**多様性への対応**」の観点を軸としつつ、育成を目指す資質・能力を明確にし、それらを育てていくことが大切である。

特に共通性の確保の観点からは、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることが、育成を目指す資質・能力を身に付ける視点からも重要である。そのため、**入学年次においては、引き続き中学校第3学年の内容を取り上げ、解説において、入学年次とその次の年次以降の学習のねらいや内容をそれぞれ具体的に示すこととした。**

「保健」については「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」の内容構成とした。また、「保健」の内容については、個人及び社会生活における健康・安全に関する理解を通して健康についての総合的な認識を深め、保健の見方・考え方を働かせ、生涯を通じて自他や社会の健康に関する課題を解決していくための資質や能力の育成を図ることに重点を置いた。

内容のまとまりについては、従前の「現代社会と健康」、「生涯を通じる健康」及び「社会生活と健康」の3項目を「**現代社会と健康**」、「**安全な社会生活**」、「**生涯を通じる健康**」及び「**健康を支える環境づくり**」の4項目とした。内容については、個人及び社会生活に関する事項を正しく理解し、思考・判断・表現できるようにするため、他教科及び小学校、中学校の内容との関連を考慮して高等学校における基礎的事項を明確にした。

なお、各教科等の内容については、内容のまとまりごとに、生徒が身に付けることが期待される資質・能力の三つの柱に沿って示すこととしているが、特に「**学びに向かう力、人間性等**」については、目標において全体としてまとめて示し、内容のまとまりごとに指導内容を示さないことを基本としている。しかし、「**体育**」においては、**豊かなスポーツライフを継続することを重視し、従前より「態度」を内容として示していることから、内容のまとまりごとに「学びに向かう力、人間性等」に対応した指導内容を示すこととした。**

(3) 教科の目標

教科の目標は、高等学校教育における保健体育科の果たすべき役割を総括的に示すとともに、小学校、中学校及び高等学校の教科の一貫性を踏まえ、高等学校としての重点や基本的な指導の方向を示したものである。

今回改訂した保健体育科の目標は、育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、引き続き、体育と保健を関連させていく考え方を強調したものである。

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び社会生活における健康・安全について理解するとともに、技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自他や社会の課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって継続して運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。

(4) 科目の編成

「体育」及び「保健」は、全ての生徒に履修させる科目であり、「体育」及び「保健」を必修科目として履修させる単位数は、下記の標準単位を原則として下ってはならないものである。

科目	標準単位数	留意事項
体育	7～8単位	全日制、定時制及び通信制などのいずれの課程にあっても、各学校の修業年限に応じて、それぞれ各年次に単位数を均分して配当し、計画的、継続的に履修させることによって指導の効果を上げる必要がある。
保健	2単位	全日制、定時制及び通信制などのいずれの課程にあっても、原則として入学年次及びその次の年次に各1単位を配当し、計画的、継続的に履修させることによって指導の効果を上げるようにする必要がある。

(5) 各科目の内容及び取扱い

イ 体育

領域及び領域の内容	内容の取扱い			
	入学年次	その次の年次	それ以降の年次	各領域の取扱い
【A 体づくり運動】	必修	必修	必修	ア, イ必修 (各年次7～10単位時間程度)
ア 体ほぐしの運動				
イ 実生活に生かす運動の計画				
【B 器械運動】	B 器械運動			ア～エから選択
ア マット運動				
イ 鉄棒運動				
ウ 平均台運動				
エ 跳び箱運動				
【C 陸上競技】	C 陸上競技			ア～ウに示す運動から 選択
ア 短距離走・リレー・長距離走・ハードル走				
イ 走り幅跳び・走り高跳び・三段跳び				
ウ 砲丸投げ・やり投げ				
【D 水泳】	D 水泳			ア～オから選択
ア クロール				
イ 平泳ぎ				
ウ 背泳ぎ				
エ バタフライ				
オ 複数の泳法で長く泳ぐ又はリレー				
【E 球技】	E 球技	②以上選択	②以上選択	入学年次では, ア～ウ から②選択その次の年 次以降では, ア～ウか ら選択
ア ゴール型				
イ ネット型				
ウ ベースボール型	F 武道			ア又はイのいずれか選 択
【F 武道】	①以上選択			
ア 柔道				
イ 剣道				
【G ダンス】	B C D G	①以上選択		ア～ウから選択
ア 創作ダンス				
イ フォークダンス				
ウ 現代的なリズムのダンス				
【H 体育理論】	必修	必修	必修	(1)は入学年次, (2)はその次の年次, (3)はそれ以降の年次 で必修(各年次6単位 時間以上)
(1) スポーツの文化的特性や現代のスポーツの発展				
(2) 運動やスポーツの効果的な学習の仕方				
(3) 豊かなスポーツライフの設計の仕方				

※【A 体づくり運動】各年次7～10単位

2単位の年次の場合・・・7単位時間程度

3単位の年次の場合・・・10単位時間程度

□ 保健

高等学校 保健体育科 科目「保健」の改訂のイメージ

【現行】	【新】
<p>(1) 現代社会と健康</p> <p>ア 健康の考え方</p> <p>(ア) 国民の健康水準と疾病構造の変化</p> <p>(イ) 健康の考え方と成り立ち</p> <p>(ウ) 健康に関する意志決定や行動選択</p> <p>(エ) 健康に関する環境づくり(新)</p> <p>イ 健康の保持増進と疾病の予防 《内容の取扱い(1)(2)》</p> <p>(ア) 生活習慣病と日常の生活行動</p> <p>(イ) 喫煙、飲酒と健康</p> <p>(ウ) 薬物乱用と健康</p> <p>(エ) 感染症とその予防</p> <p>ウ 精神の健康 《内容の取扱い(3)》</p> <p>(ア) 欲求と適応機制</p> <p>(イ) 心身の相関</p> <p>(ウ) ストレスへの対処</p> <p>(エ) 自己実現</p> <p>エ 交通安全 《内容の取扱い(4)》</p> <p>(ア) 交通事故の現状</p> <p>(イ) 交通社会での必要な資質と責任</p> <p>(ウ) 安全な社会づくり</p> <p>オ 応急手当 《内容の取扱い(5)》</p> <p>(ア) 応急手当の意義</p> <p>(イ) 日常的な応急手当</p> <p>(ウ) 心肺蘇生法</p> <p>(2) 生涯を通じる健康</p> <p>ア 生涯の各段階における健康 《内容の取扱い(6)》</p> <p>(ア) 思春期と健康</p> <p>(イ) 結婚生活と健康</p> <p>(ウ) 加齢と健康</p> <p>イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関</p> <p>(ア) 我が国の保健・医療制度</p> <p>(イ) 地域の保健・医療機関の活用(医薬品を含む)</p> <p>ウ 様々な保健活動や対策</p> <p>(3) 社会生活と健康</p> <p>ア 環境と健康 《内容の取扱い(7)》</p> <p>(ア) 環境の汚染と健康</p> <p>(イ) 環境と健康にかかわる対策</p> <p>イ 環境と食品の保健 《内容の取扱い(1)》</p> <p>(ア) 環境保健にかかわる活動</p> <p>(イ) 食品保健にかかわる活動</p> <p>(ウ) 健康の保持増進のための環境と食品保健</p> <p>ウ 労働と健康</p> <p>(ア) 労働災害と健康</p> <p>(イ) 働く人の健康の保持増進</p> <p>《内容の取扱い(8)は全体にかかわる》</p>	<p>(1) 現代社会と健康</p> <p>(ア) 健康の考え方</p> <p>ア 国民の健康課題</p> <p>イ 健康の考え方と成り立ち</p> <p>ウ 健康の保持増進のための適切な意志決定や行動選択と環境づくり</p> <p>(イ) 現代の感染症とその予防</p> <p>(ウ) 生活習慣病などの予防と回復 《内容の取扱い(1)(2)》</p> <p>(エ) 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 《内容の取扱い(3)》</p> <p>ア 喫煙、飲酒と健康</p> <p>イ 薬物乱用と健康</p> <p>(オ) 精神疾患の予防と回復(新) 《内容の取扱い(4)》</p> <p>ア 精神疾患の特徴</p> <p>イ 精神疾患への対処</p> <p>(2) 安全な社会生活(新)</p> <p>(ア) 安全な社会づくり 《内容の取扱い(5)》</p> <p>ア 事故の現状と発生要因</p> <p>イ 安全な社会の形成</p> <p>ウ 交通安全</p> <p>(イ) 応急手当 《内容の取扱い(6)》</p> <p>ア 応急手当の意義</p> <p>イ 日常的な応急手当</p> <p>ウ 心肺蘇生法</p> <p>(3) 生涯を通じる健康</p> <p>(ア) 生涯の各段階における健康 《内容の取扱い(7)》</p> <p>ア 思春期と健康</p> <p>イ 結婚生活と健康</p> <p>ウ 加齢と健康</p> <p>(イ) 労働と健康</p> <p>ア 労働災害と健康</p> <p>イ 働く人の健康の保持増進</p> <p>(4) 健康を支える環境づくり</p> <p>(ア) 環境と健康 《内容の取扱い(8)》</p> <p>ア 環境の汚染と健康</p> <p>イ 環境と健康にかかわる対策</p> <p>ウ 環境衛生に関わる活動</p> <p>(イ) 食品と健康 《内容の取扱い(1)》</p> <p>ア 食品の安全性(新)</p> <p>イ 食品衛生に関わる活動</p> <p>(ウ) 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関 《内容の取扱い(2)》</p> <p>ア 我が国の保健・医療制度</p> <p>イ 地域の保健・医療機関の活用</p> <p>ウ 医薬品の制度とその活用</p> <p>(エ) 様々な保健活動や社会的対策</p> <p>(オ) 健康に関する環境づくりと社会参加(新) 《内容の取扱い(9)は全体にかかわる》</p>

(6) Q & A

Q 1 運動の多様な楽しみ方を社会で実践することができるよう留意すべきポイントは何か。

生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成に向けては、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツとの多様な関わり方を状況に応じて選択し、卒業後も継続して実践することができるようにすることが重要である。

体力や技能の程度及び性別の違い等にかかわらず、仲間とともに学ぶ体験は、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けた重要な学習の機会であることから、原則として男女共習で学習を行うことが求められる。その際、心身ともに発達著しい時期であることを踏まえ、運動種目によってはペアやグループの編成時に配慮したり、健康・安全に関する指導の充実を図ったりするなど、指導方法の工夫を図ることが大切である。

Q 2 平成 30 年度から障害のある生徒への通級による指導が可能になったが、障害のある生徒などへの指導で留意すべき点は何か。

障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

指導にあたっては、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫する。

その際、保健体育科の目標や内容を踏まえ、指導内容の変更や学習活動の代替えを安易に行うことがないよう留意するとともに、生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

特に、保健体育科においては、実技を伴うことから、全ての生徒に対する健康・安全の確保に細心の配慮が必要である。そのため、生徒の障害に起因する困難さに応じて、複数教員による指導や個別指導を行うなどの配慮をすることが大切である。

個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法については、学校や地域の実態に応じて適切に設定することが大切である。指導にあたっては、①生徒の障害の種類と程度を家庭、専門医等と連絡を密にしながら的確に把握し、生徒の健康・安全の確保に十分留意する、②個別の課題設定をして生活困難上の困難を克服するために学習に配慮する、③障害の有無にかかわらず、参加可能な学習の機会を設けたりするなどの生徒の実態に応じたきめ細やかな指導に配慮することが大切である。また、「保健」においても、新たにストレスへの対処や心肺蘇生法などの技能の内容が示されたことから、それらの実技指導については運動に関する領域の指導を同様の配慮をすることが大切である。

Q 3 指導計画の作成と内容の取り扱いで、新たに配慮すべき事項として示されたものは何か。

下表は新学習指導要領に示された指導計画の作成と内容の取り扱いについての配慮事項を、それぞれ現行指導要領と比較しまとめたものである。従前の配慮事項に加え、今回の改訂において新たに示されたものに留意し、保健体育科の指導計画の作成や指導上の配慮をする必要がある。

指導計画作成上の配慮事項

現行指導要領との比較	内容	備考
新たに示されたもの	○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	○新学習指導要領解説で深い学びにつながる「見方・考え方」を例示
従前は総則に示されていたものを保健体育科へ	○中学校との関連 ○障害のある生徒への指導	○新学習指導要領解説で個々の生徒の困難さに応じた指導方法等の工夫を例示
従前どおり	○学校における体育・健康に関する指導との関連 ○授業時数等の配当	

内容の取扱いに当たっての配慮事項

現行指導要領との比較	内容	備考
新たに示されたもの	○運動やスポーツの多様な楽しみ方 ○体育と保健の関連	○体力や技能の程度、性別や障害の有無にかかわらず楽しみ方の実践 ○新学習指導要領解説に体育と保健の関連を図る工夫例あり
従前は総則に示されていたものを保健体育科へ	○言語活動の重視 ○体験活動の充実	○体育：自然とのかかわりの深い競技（スキー等）や水辺活動、障害者スポーツの体験等 ○保健：実験実習等
従前どおり	○情報機器の活用等に関する配慮事項	

Q 4 保健体育科の学習指導においてカリキュラム・マネジメントを充実させるためのポイントは。

「カリキュラム・マネジメント」とは、総則において「生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図って行くことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと」としている。

保健体育科において、この「カリキュラム・マネジメント」の考え方に基づいた学習指導を充実させるためには、「3年間の見通しを持った年間指導計画の作成」、「生徒の現状に基づいた計画の作成、実施、評価、改善」、「地域の人的・物的資源等の活用」の3点に留意することが大切である。

Q5 「体育」の内容構成はどのように改善されたか。

「体育」の内容構成については、従前、(1) 技能（「体づくり運動」は運動）、(2) 態度、(3) 知識、思考・判断としていたものを、(1) 知識及び技能（「体づくり運動」は知識及び運動）、(2) 思考力、判断力、表現力等、(3) 学びに向かう力、人間性等の内容構成とした。

「体育」の領域及び領域の内容

領域	領域の内容			
【A 体づくり運動】	ア 体ほぐしの運動	(1)知識及び運動	生涯スポーツ につながる知識	(2)思考力、判断力、表現力等 (3)学びに向かう力、人間性等
	イ 実生活に生かす運動の計画	(1)知識及び運動		
【B 器械運動】	ア マット運動	(1)知識及び技能	生涯スポーツ につながる知識	(2)思考力、判断力、表現力等 (3)学びに向かう力、人間性等
	イ 鉄棒運動	(1)知識及び技能		
	ウ 平均台運動	(1)知識及び技能		
	エ 跳び箱運動	(1)知識及び技能		
【C 陸上競技】	ア 短距離走・リレー・長距離走・ハードル走	(1)知識及び技能	生涯スポーツ につながる知識	(2)思考力、判断力、表現力等 (3)学びに向かう力、人間性等
	イ 走り幅跳び・走り高跳び・三段跳び	(1)知識及び技能		
	ウ 砲丸投げ・やり投げ	(1)知識及び技能		
【D 水泳】	ア クロール	(1)知識及び技能	生涯スポーツ につながる知識	(2)思考力、判断力、表現力等 (3)学びに向かう力、人間性等
	イ 平泳ぎ	(1)知識及び技能		
	ウ 背泳ぎ	(1)知識及び技能		
	エ バタフライ	(1)知識及び技能		
	オ 複数の泳法で長く泳ぐ又はリレー	(1)知識及び技能		
【E 球技】	ア ゴール型	(1)知識及び技能	生涯スポーツ につながる知識	(2)思考力、判断力、表現力等 (3)学びに向かう力、人間性等
	イ ネット型	(1)知識及び技能		
	ウ ベースボール型	(1)知識及び技能		
【F 武道】	ア 柔道	(1)知識及び技能	生涯スポーツ につながる知識	(2)思考力、判断力、表現力等 (3)学びに向かう力、人間性等
	イ 剣道	(1)知識及び技能		
【G ダンス】	ア 創作ダンス	(1)知識及び技能	生涯スポーツ につながる知識	(2)思考力、判断力、表現力等 (3)学びに向かう力、人間性等
	イ フォークダンス	(1)知識及び技能		
	ウ 現代的なリズムのダンス	(1)知識及び技能		
【H 体育理論】	(1) スポーツの文化的特性や現代のスポーツの発展	ア 知識		イ 思考力、判断力、表現力等 ウ 学びに向かう力、人間性等
	(2) 運動やスポーツの効果的な学習の仕方	ア 知識		
	(3) 豊かなスポーツライフの設計の仕方	ア 知識		

Q 6 体づくり運動に新たに示されたポイントは何か。

「体づくり運動」については、生徒の運動経験、能力、興味、関心等の多様化の現状を踏まえ、体を動かす楽しさや心地よさを味わわせるとともに、健康や体力の状況に応じて自ら体力を高める方法を身に付けさせ、地域などの実社会で生かせるよう改善を図った。

具体的には、「体ほぐしの運動」において、「心と体は互いに影響し変化することに気付き、体の状態に応じて体の調子を整え、仲間と積極的に交流するための手軽な運動や律動的な運動を行うこと」を改め、「手軽な運動を行い、心と体は互いに影響し変化することや心身の状態に気付き、仲間と主体的に関わり合うこと」を内容として示した。なお、「調子を整える」ことは、「実生活に生かす運動の計画」の際の、体の柔らかさを高める運動等で取り上げることとした。

また、従前「体力を高める運動」として示していたものを、体力の必要性を認識し、日常的に継続して高める能力の向上が重要であることから、「実生活に生かす運動の計画」として新たに示した。

なお、「保健」との関連を図った指導を充実する観点から、「内容の取扱い」に、「保健」における精神疾患の予防と回復などの内容との関連を図ることを引き続き示した。

Q 7 武道の新たに示されたポイントは何か。

「武道」については、従前どおり、「柔道」又は「剣道」のいずれかを選択して履修できるようにすることとした。

また、内容の取扱いに、我が国固有の伝統と文化への理解を深める観点から、日本固有の武道の考え方に触れることができるよう、「柔道、剣道、相撲、空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などを通して、我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるようにすること」を新たに示すとともに、学校や地域の実態に応じて、従前から示されている相撲、なぎなた、弓道に加えて、空手道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などについても履修させることができることを新たに示した。

Q 8 保健の内容構成が3項目から4項目に変更になったが、どのような点が変わったのか。

従前の「現代社会と健康」、「生涯を通じる健康」、「社会生活と健康」の3項目を「現代社会と健康」、「安全な社会生活」、「生涯を通じる健康」、及び「健康を支える環境づくり」の4項目とした。内容については、個人及び社会生活に関する事項を正しく理解し、思考・判断・表現できるようにするため、他教科及び小学校、中学校の内容との関連を考慮して高等学校における基礎的事項を明確にした。

具体的には、個人及び社会生活における健康課題を解決することを重視する観点から、精神疾患やがんを含めた生活習慣病などの現代的な健康課題の解決に関わる内容、応急手当の技能を含めた安全な社会生活に関する内容、ライフステージにおける健康の保持増進や回復に関わる内容及び人々の健康を支える環境づくりに関する内容等を充実した。

Q9 保健の「安全な社会生活」のみ、ア)知識及び**技能**となっているのはなぜか。

「安全な社会生活」については、小学校、中学校の系統性及び安全に関する指導を重視する観点から、新たに示した項目である。その際、従前「現代社会と健康」に示されていた交通安全と応急手当に関する内容を重視するとともに、高等学校の個人及び社会生活に関する健康・安全を重視する観点から、交通安全を含めた安全な社会づくりを明確にした。また、心肺蘇生法等の応急手当についての技能の内容を明確にした。